

		専任性	専任性	手持ち業務量（選定後未契約のものを含む） 【様式-2-1】	滋賀県発注の 500 万円以上の手持ち業務数が、公告日現在において実質（一時中止等を除く。）業務 3 件以上の場合は選定しない。	必須条件
	主たる担当技術者	資格要件	技術者資格およびその専門分野の内容 【様式-2-2】	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者（10） ②RCCM「建設環境」（5） ③①、②とも有しない。（0）	10	
		専門技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-2, 様式-3】	手続き開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、 <u>1 件以上の実績がある者とする。</u> ①同種業務の実績がある。（10） ②類似業務の実績がある。（5） ③①、②とも有しない。（0）	10	
		情報収集力	地域精通度 経歴 【様式-2-2】	県内の公共事業の発注機関において土木技術職員として 10 年以上従事した経験を有する者を担当技術者として配置する場合に評価する。 ①評価項目を満足する。（10） ②評価項目を満足しない。（0）	10	
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容 【様式-2-3】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用	必須条件	

		専任性	専任性	手持ち業務量（選定後未契約のものを含む） 【様式-2-1】	滋賀県発注の 500 万円以上の手持ち業務数が、公告日現在において実質（一時中止等を除く。）業務 3 件以上の場合は選定しない。	必須条件
主たる担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容 【様式-2-2】	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者（10） ②RCCM「建設環境」（5） ③①、②とも有しない。（0）	10	
	専門技術力	業務執行技術力	過去 15 年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-2, 様式-3】	手続き開始の公告日の前日から起算して前 15 年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、 <u>下記の順位で評価する。</u> ①同種業務の実績がある。（10） ②類似業務の実績がある。（5） ③①、②とも有しない。（0）	10	
	情報収集力	地域精通度	経歴 【様式-2-2】	県内の公共事業の発注機関において土木技術職員として 10 年以上従事した経験を有する者を担当技術者として配置する場合に評価する。 ①評価項目を満足する。（10） ②評価項目を満足しない。（0）	10	
照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容 【様式-2-3】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」、技術士（建設部門：「建設環境」、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成 4 年法律第 51 号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用	必須条件	